

事務連絡
令和2年6月18日

公益財団法人日本博物館協会 御中

文化庁企画調整課

障害者の本人確認等の簡素化の推進について（協力依頼）

施設における障害者割引等については、従来より、各事業者において実施されているところではありますが、利用の際の運用については、多くの事業者において身体障害者手帳等の提示を求めている一方で、近年はスマートフォン等を活用し、利用の度に身体障害者手帳の提示を求めていない事業者も出てきているところです。

「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（平成30年法律第100号）において、国等は、諸施策の策定及び実施に当たり、障害者等の「移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を確保すること」に特に留意しなければならないこととされています。また、本年4月22日に第77回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 第8回官民データ活用推進戦略会議 合同会議で決定された「IT新戦略策定に向けた方針について」において、「移動や施設利用の利便性確保のため、障害者の本人確認等の簡素化」が示されたところです。

つきましては、障害者の移動及び施設の利用上の利便性を向上する観点から、貴団体内の事業者に対し、スマートフォン等を活用して利用の度に身体障害者手帳の提示を求めていない事例（別紙ー1、2参照）を周知するとともに、障害者割引等の際の本人確認等の際には、障害者に過度な負担とならないよう簡素化を推進することについて、理解と協力を求めていますようお願いいたします。